## 1　観光関連事業者への支援

### (1) 観光関連事業者への支援金の給付（観光基盤維持支援金）

（概算事業費：4,200万円　担当：交流推進部観光課）

**ア　概　要**

観光関連事業者に対して，経営基盤の安定化と感染防止対策の支援金として，「観光基盤維持支援金」を給付する。

**イ　対　象**

市内に本社を有する宿泊施設事業者，バス事業者，タクシー事業者（個人タクシーを含む。）及びわんこそば提供事業者

**ウ　給付額**

| | | |
|---|---|---|
| ① | 宿泊施設事業者 | 宿泊定員数により，１施設あたり，　30万円～100万円 |
| ② | 観光バス事業者 | 貸切バス保有台数により，１事業者あたり，20万円～50万円 |
| ③ | タクシー事業者 | 車両保有台数により，１事業者あたり，20万円～50万円 |
| ④ | 個人タクシー事業者 | １事業者あたり，５万円 |
| ⑤ | わんこそば提供事業者 | １事業者あたり，100万円 |

**エ　時期（予定）**

令和２年５月下旬

### (2)　市内宿泊施設利用者の宿泊料の割引補助（「盛岡の宿応援割」）

（概算事業費：1億2,000万円　担当：交流推進部観光課）

**ア　概　要**

県民が市内宿泊施設を利用した際の宿泊料の一部を「盛岡の宿応援割」として，宿泊施設事業者に対して，補助する。